

## 別 紙

答申第 1 4 1 号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書を島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 38 条の規定に基づき適用除外として非公開とした決定を取り消し、平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付けの電話口頭受（発）用紙について、条例の規定に従って公開・非公開の判断をすべきである。

なお、その余の公文書を適用除外として非公開としたことは妥当である。

### 2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成 29 年 11 月 24 日に本件審査請求人より条例第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、次のとおりである。

平成 25 年 1 月 1 日以降において、「自動車等運転者に対する行政処分の事務処理に関する訓令」第 16 条第 3 項の規定に基づき、登録除外等の必要を認められた理由を記載した行政処分書

(3) その後、平成 29 年 12 月 11 日付けで、請求内容が次のとおり補正された。

平成 25 年 1 月 1 日以降において、「自動車等運転者に対する行政処分の事務処理に関する訓令」第 16 条第 3 項の規定に基づき、登録除外等の必要を認められた理由を記載した行政処分書のうち、○○警察署、○○警察署、○○警察署及び○○○○○○○○○○○○○○○○○○における速度違反に係るもの

(4) 実施機関は、平成 29 年 12 月 22 日付けで公開決定等の期間延長を行い、平成 30 年 1 月 23 日付けで次のとおり部分公開決定及び非公開決定を行った。

ア 部分公開決定について

「行政処分事案検討表（○○○事件番号、○-○）」、「違反登録票」、「取締り原票」、「行政処分事案検討表（○○署事件番号○○○○○○○）」、「自動車運転者等行政処分上申書（法令）」を対象公文書として特定し、部分公開決定を行った。

イ 非公開決定について

対象公文書のうち、上記アで部分公開としたものを除いた「行政処分事案検討表（○○○事件番号○-○及び○○署事件番号○○○○○○○）」の作成の根拠とし、共に保管している、「捜査報告書等関係書類」について、条例第 38 条の規定により条例が適用されない「訴訟に関する書類」に該当するためとして、非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(5) 審査請求人は、本件決定を不服として平成 30 年 2 月 5 日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(6) 諮問実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 30 年 3 月 2 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、公開を求める。



当該「行政処分事案検討表」については、当該処分と同時に部分公開決定し、審査請求人に対して公開しているところ、さらに検討の資料・材料として使用した「捜査書類」の写しを一緒に保管していたことから、対象公文書として特定したところ、「訴訟に関する書類」であることから、条例第 38 条の規定により公開対象から除外したものである。

- (3) 「訴訟に関する書類」への該当性の有無については、対象公文書こそ違うものの、平成 30 年 4 月 18 日付け答申第 106 号により島根県情報公開審査会より答申がなされ、またこれを受け、審査庁により裁決も行われたところである。

これら判断によっても、本件処分に係る文書については、送致書等、起訴のみを目的として作成された文書であること、捜査関係事項照会書等、秘密性が高いこと、供述調書や見分調書等、大部分が個人に関する情報を含むことから当該公文書は「訴訟に関する書類」である。

## 5 審査会の判断

- (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

- (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、行政処分事案検討表（〇〇〇 事件番号〇-〇及び〇〇警察署事件番号〇〇〇〇〇〇）の作成の根拠とし、共に保管している、捜査報告書等関係書類である。

- (3) 条例第 38 条について

条例第 38 条では、「法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定している。

これは、行政機関の保有する情報の公開に関する関係法律の整備等に関する法律において、登記、特許、刑事訴訟手続の制度など公文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合は、その取扱いを当該制度に委ねることが適当であると判断され、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の適用を除外することとされていることから、条例においても、国の制度との整合を図るため、適用除外の規定を設けているものである。

- (4) 「訴訟に関する書類」該当性について

ア 審査請求人は、違反登録の抹消の行政決定をする上での、公安委員会の当該決定に係る意思決定の調査資料は、公安委員会の事務処理過程に属する書類であり、刑事訴訟法第 53 条の 2 に規定する被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された「訴訟に関する書類」には該当しないことは明らかである旨主張している。

一方で、実施機関は、本件対象公文書は「訴訟に関する書類」に該当することから、適用除外として非公開とした旨主張している。

刑事訴訟法第53条の2第1項は、訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定を適用しない旨を規定しており、同項に定める訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、刑事訴訟法第53条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解される。

訴訟に関する書類を情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、これらの書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、公開により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続に委ねることとしたものである。

イ 当審査会で本件対象公文書を見分したところ、実施機関が説明するとおり、道路交通法違反について違反者が否認したことから、刑事事件に移行し、送致に向けて捜査が行われた際の捜査報告書、供述調書、捜査関係事項照会書等の捜査関係書類の写しであることが確認できた。

これらの文書は、被疑事件に関して作成又は取得した文書の写しであり、その内容は原本と同一のものと認められ、「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

しかしながら、本件対象公文書のうち平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けの電話口頭受（発）用紙については、前者は「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について」、後者は「〇〇〇〇〇〇〇について」という表題で作成されたもので、いずれも〇〇〇事件番号〇ー〇と関連するものではあるが、その内容からすると被疑事件に関して作成されたものとは言えず、「訴訟に関する書類」に該当するとは認められない。

したがって、上記2つの電話口頭受（発）用紙については、実施機関において条例の規定に従い公開・非公開の判断をされるべきである。

なお、審査請求人は、違反等登録審査官が「違反登録」を行うにあたり、その基礎とされた重要な事実を誤認があること及び当該「登録抹消」を行うにあたり「刑事処分の結果を踏まえて」違反登録を抹消したことは裁量権の逸脱・濫用である等、種々主張をしているが、上記判断を左右するものではない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

本件審査請求の審議にあたって、当審査会から諮問実施機関に対して相当の期間を定めて資料の提出を依頼したところ、提出期限を大幅に超過して資料の提出がなされた。今後、制度趣旨を十分に理解した上で、迅速かつ適切に対応することが望まれる。

(諮問第156号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年3月2日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成30年10月4日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成30年12月3日	審査請求人から意見書を受理
令和2年9月17日 (審査会第1回目)	審議(第1部会)
令和2年10月15日 (審査会第2回目)	審議(第1部会)
令和2年11月19日 (審査会第3回目)	審議(第1部会)
令和2年12月24日 (審査会第4回目)	審議(第1部会)
令和3年1月28日 (審査会第5回目)	審議(第1部会)
令和3年3月25日 (審査会第6回目)	審議
令和3年4月19日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会(～R2.10.2)
福間 恭子	行政書士	第1部会(R2.10.3～)
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会